広報

みどり
水土里ネット大里

大　里　用　水

平成２８年７月発行

第　１　１　号

発行者　〒360-0045　熊谷市宮前町２丁目44番地
大 里 用 水 土 地 改 良 区
理 事 長　　柴 田 忠 雄
TEL（０４８）５２１-０４３３
FAX（０４８）５２１-０４４１
Email:oosatoyousui@ksf.biglobe.ne.jp
U R L:http://oosatoyousui.jp

改良区の概要（平成２８年5月３１日現在）

組合員数：　５，６１７人

地　　積：田 2，701ｈａ・畑 80ｈａ

土地改良区単独事業　平戸地区

〔お　も　な　内　容〕

- 理事長あいさつ
- 通常総代会議決内容
- 平成 26 年度財務状況の公表
- 平成 27 年度事業の実施状況
- 平成 28 年度歳入歳出予算
- 平成 28 年度事業の概要
- 平成 28 年度賦課金等
- お知らせ

理　事　長　あいさつ

柴田忠雄

組合員の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素から当改良区の運営にあたり格別なるご理解とご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

さて、昨年９月に発生した関東・東北豪雨では、鬼怒川など複数の河川で堤防が決壊しました。大里地区では幸いなことに大きな被害はなかったものの、近年の異常気象は、農業にとって生産意欲の減退につながりかねないものであります。被害に遭われた方々には、心よりお見舞いを申し上げます。

昨年の気候を振り返りますと、年平均気温が全国的に高く、東日本では前年に対してプラス０．７度となり、夏から秋の一時期を除き高温傾向が続いた年でありましたが、平成２７年産の埼玉県の平均収量を見ますと、１０ａあたり４８０ｋｇであり、全国の作況指数１００に対し９７で、おおむね平年並みでしたので、県内では、特に問題もなくかんがい期を終えることが出来たのではないかと思います。そのような状況の中で、昨年度大きく変わった点は水稲の作付状況でございます。平成２７年度の熊谷市の水稲作付面積は、２０００ｈａでしたが、その内飼料米の作付けが５０２ｈａであり、平成２６年度の１８８ｈａから大きく増加しました。そのため、全体的に田植えが遅くなり、7月の終わり頃まで植え付けを行っている状況でしたが、期間ごとの取水量は決まっており、後倒しで増やすことが出来ませんので、限られた取水量での耕作をお願い申し上げます。

また、昨年の冬期の降雪量が観測以来最小だったことと、今年５月の降水量が非常に少なかった影響で、利根川水系ダムの貯水量が平年の半分以下に減少し、１９９２年の観測時開始以降この時期としては過去最低となり、取水制限を実施するなど非常に厳しい状況でございます。しかし、当改良区の水瓶である荒川上流のダムにつきましては、現在のところ平年通りの貯水量を保っておりますが、今後の気象の変化により状況が悪化することも十分考えられますので、安定的な取水を行えるように、引き続き皆様に節水のご協力をお願い申し上げます。

近年の農業の情勢につきましては、米価が前年と比べ上昇したものの、農業者の高齢化や耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況でございます。特に今年の２月にニュージーランドで参加１２カ国により署名が行われたＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）では、米、牛、豚肉など重要５項目を関税撤廃の例外とするよう決議されましたが、３割の品目は関税撤廃され、残りの品目も関税の大幅な引き下げや特別輸入枠などが設けられ、農業に影響を与えることが懸念されます。こうした問題を打開するには、国際競争に負けない農業体質強化が課題となりますので、当改良区といたしましても、安定した農業経営が出来ますように、農業水利施設の整備や保全などに積極的に努めてまいりたいと考えております。

終わりに現在の当改良区の運営につきましては、依然として厳しい状況ではございますが、役職員一丸となって土地改良区の発展のために努力をして行く所存でございますので、これからも皆様方の更なるご支援ご鞭撻をお願い申し上げご挨拶とさせていただきます。

通常総代会開催

第 10 回通常総代会が、平成 28 年 3 月 17 日熊谷文化創造館さくらめいとにおいて開催されました。来賓に埼玉県大里農林振興センター副所長林淳一氏を迎え、議長には大島正則氏を選出して 7 議案が上程され、いずれも原案どおり可決されました。提案した 7 議案は次のとおりです。

通常総代会提出議案

第 1 号　平成２６年度事業報告、一般会計及び特別会計収支決算並びに財産目録について
第 2 号　平成２７年度土地改良事業の実施について
第 3 号　平成２７年度一般会計及び特別会計収支補正予算について
第 4 号　平成２８年度経費の賦課及び徴収方法等について
第 5 号　平成２８年度事業計画について
第 6 号　平成２８年度一般会計及び特別会計収支予算について
第 7 号　平成２８年度歳計現金・積立金の預入先について

通常総代会の様子

平成２６年度財務状況の公表

●　平成２６年度歳入歳出決算

一 般 会 計　　単位（円）

歳入		歳出	
科　目	決算額	科　目	決算額
1 組 合 費	76,784,252	1 事 務 費	61,480,480
2 使 用 料	60,047,360	2 維持管理費	49,949,327
3 補 助 金	11,654,000	3 事 業 費	65,332,425
4 負 担 金	6,869,400	4 選 挙 費	0
5 交 付 金	12,787,693	5 負 担 金	5,007,818
6 雑 収 入	1,263,418	6 補 助 金	14,314,279
7 繰 入 金	17,812,541	7 過年度支出	249,915
8 繰 越 金	49,205,416	8 諸支出金	980,620
		9 償 還 金	3,155,693
		10 繰 出 金	3,915,000
		11 予 備 費	0
合　計	236,424,080	合　計	204,385,557

歳入歳出差引残金　32,038,523 円　翌年度へ繰越

特 別 会 計　　単位（円）

項　目	歳入決算額	歳出決算額	翌年度繰越額
農地転用決済金積立金	512,781,031	9,486,461	503,294,570
財政調整積立金	497,781,110	8,326,080	489,455,030
役員総代退任功労金積立金	3,919,200	0	3,919,200
職員退職手当積立金	38,567,306	6,807,594	31,759,712
合　計	1,053,048,647	24,620,135	1,028,428,512

●　財 産 の 状 況

単位（円）

資　産	1,209,891,670	流動資産等
負　債	1,029,930,920	農地転用決済金積立金等

●　賦課金の納入状況

単位（円）

科　目	予算額	調定額	納入額	未納額
経常賦課金	78,159,000	77,867,474	76,784,252	1,083,222

平成２７年度事業の実施状況

①　県費単独土地改良事業

単位（円）

地区名	工種	事業内容	事業費
原島	用水路	U型水路　H５００×B５００ L=２０９．０m	５，４００，０００
津田新田	用水路	河床コンクリート打設　A型柵渠　H９００×B２０００ t=１００　L=２３８．５m	４，１００，０００

※　県と市から補助金をうけて事業が行われます。

②　土地改良区単独事業

地区名	工種	事業内容	事業費
東方	用水路	U型水路　H３００×B３００ L=９０．７m	１，６７４，０００
大麻生	用水路	U型水路　H３００×B３００ L=７５．０m	１，２９６，０００
玉井	用水路	U型水路　H７００×B７００ B型柵渠　H７００×B７００　他　L=１８９．８m	７，１８２，０００
柿沼	用水路	U型水路　H４００×B４００（一部有物使用） L=１６１．８m	２，５５９，６００
石原	用水路	U型水路　H３５０×B３５０ L=１３３．７m	２，９２６，８００
平戸	用水路	U型水路　H９００×B１０００ L=１２４．１m	９，４５０，０００
村岡	用水路	路線測量　１式	１，４１４，８００
太井	排水路	水路浚渫 A型柵渠 H６００×B６００ 河床コンクリート打設 A型柵渠　H９００×B１４５０　t=１００　L=２５８．９m	４，９６８，０００

③　土地改良施設維持管理適正化事業

施設名	地区名	工種	事業内容	事業費
菅沼揚水機場	菅沼	揚水機場	水中モーターポンプ整備補修 φ１５０×１９kw　２台	４，６９８，０００
中恩田第１井堰	中恩田	樋水門	巻き揚げ機,門扉及び昇降階段の更新 H１３５０×W１５００　２門	３，３２６，４００
明戸揚水機場（１号機）	川本明戸	揚水機場	横軸両吸込渦巻きポンプ,モーター整備補修 φ２５０×３７kw　１台 補機類の整備補修　１式	４，００６，８００
東部揚水機場	三ヶ尻	揚水機場	横軸両吸込渦巻きポンプ,モーター整備補修 φ２５０×３０kw　２台 補機類の整備補修　１式	６，５３４，０００

施設名	地区名	工種	事業内容	事業費
東谷揚水機場	持田	揚水機場	水中モーターポンプ整備補修 φ１５０×２２ｋｗ　１台 揚水管,弁類及び制御盤の更新等　１式	６，６４２，０００
１号揚水機場	玉井	揚水機場	水中モーターポンプ整備補修 φ２００×１８．５ｋｗ　１台 揚水管,弁類及び制御盤の更新等　１式	６，２１０，０００

平成２７年度県費単独土地改良事業

原島地区　　改修前　　改修後

平成２７年度土地改良区単独事業

玉井地区　　改修前　　改修後

平成２７年度土地改良施設維持管理適正化事業

持田地区　　改修前　　改修後

平成２８年度歳入歳出予算

一般会計　　単位（円）

歳入		歳出	
科目	予算額	科目	予算額
1 組合費	77,408,000	1 事務費	64,030,000
2 使用料	49,249,000	2 維持管理費	50,000,000
3 補助金	21,276,000	3 事業費	80,691,000
4 負担金	10,884,000	4 選挙費	1,000
5 交付金	19,700,000	5 負担金	25,848,000
6 雑収入	1,803,000	6 補助金	15,000,000
7 繰入金	47,792,000	7 過年度支出	1,300,000
8 繰越金	19,424,000	8 諸支出金	2,811,000
		9 繰出金	1,090,000
		10 予備費	6,765,000
合計	247,536,000	合計	247,536,000

特別会計　　単位（円）

項目	予算額
農地転用決済金積立金	503,455,000
財政調整積立金	473,785,000
役員総代退任功労金積立金	4,919,000
職員退職手当積立金	29,630,000
合計	1,011,789,000

一般会計収入割合

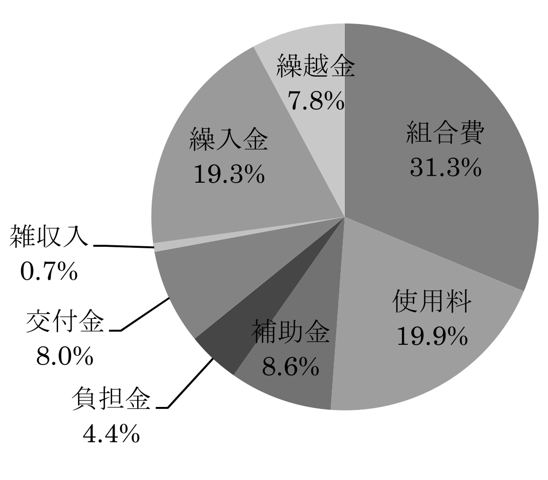

一般会計支出割合

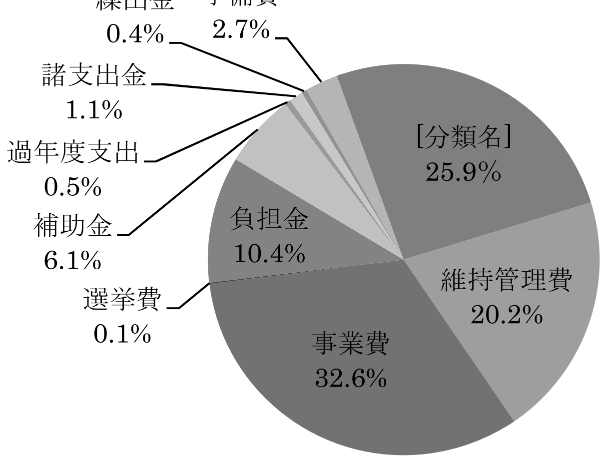

平成２８年度事業の概要

平成 28 年度は、次の事業を実施する予定です。

①　県費単独土地改良事業

地区名	工種	事業内容	備考
中奈良	用水路	U型水路　H５００×B５００ L=２００m	
村岡	用水路	U型水路　H６００×B６００ L=５４０m	

※　県と市から補助金をうけて事業が行われます。

②　土地改良区単独事業

地区名	工種	事業内容	備考
東別府	揚水機場	さく井工　φ４５０-３０m 小屋基礎工　１式　　小屋　１棟	早期着工
玉井	用水路	U型水路　H６００×B６００ L=１８０m	
小島	用水路	U型水路　H４５０×B４５０ L=２２５m	
手島	用水路	U型水路　H４５０×B４５０ L=５０m	
戸出・鎌塚	排水路	U型水路　H３００×B４００　L=５０m（戸出） 河床コンクリート打設　B型柵渠　H９００×B１５００ L=９０m（鎌塚）	

③　土地改良施設維持管理適正化事業

施設名	地区名	工種	事業内容	備考
揚水機場 （奈良新田）	奈良新田	揚水機場	水中モーターポンプ更新　φ１５０×１５ｋｗ　１台 揚水管，弁類及び制御盤の更新　１式	第３９期生 平成２７年度加入
北部揚水機場	新堀新田	揚水機場	横軸両吸込渦巻きポンプ，モーター整備補修 φ２５０×３７ｋｗ　２台 補機類等の更新　１式	第３６期生 平成２４年度加入
中条第４揚水機場	下奈良	揚水機場	横軸両吸込渦巻きポンプ，モーター整備補修 φ２５０×３０ｋｗ　２台 補機類等の更新　１式	第３７期生 平成２５年度加入
下川上揚水機場	下川上	揚水機場	制御盤の更新　２面	第３９期生 平成２７年度加入

※　国と県から補助金をうけて事業が行われます。

④　県営かんがい排水事業（基幹水利施設補修型）

事業の目的

中条星宮地区は県営農村基盤総合整備パイロット事業荒川左岸地区により熊谷市と行田市にまたがる水田４３２ha のほ場整備が行われ、その後多くの揚水機場の水管理を一元的に制御するために、県営かんがい排水事業中条星宮地区により中央管理所を含む水管理制御設備が拡充設置され末端パイプラインの管網化が進められました。しかし、水管理制御設備は整備から約２０年、揚水機場にあっては約４０年も経過しており経年変化による老朽化対策が必要であるため、施設の機能診断により現状の劣化状態を把握し、計画的な補修整備計画を立案すると共に対策工事を実施するものであります。

事業の概要

地区名	年度	事業内容	備考
中条星宮	平成２８年度	機能診断調査、評価 機能保全計画原案作成	
	平成２９年度 （予定）	機能保全計画修正 対策工事の工法検討、事業計画策定 対策事業費算出	

※　国から補助金をうけて県によって事業が行われます。

対象施設

中央管理所　水管理制御システム　１式

揚水機場　５箇所（下川上・中島・日向島・今井・社口）

地下水機場　８箇所（大塚・土腐・熊野神社裏・鎧塚・水越・光屋敷・荒宿・沼田）

平成２８年度賦課金等

1　賦課金

地区名			10ｱｰﾙ当たり単価(円)	備考
第１区	奈良堰	全区域	2,700	① 賦課金は本年度４月１日を基準に賦課されます。 ② 徴収期限８月３１日 ※徴収期限を過ぎますと、**年利 14.6％の延滞金が加算**されます。 ③ 徴収方法 当改良区が指定する関係金融機関との委託契約に基づき徴収する。
		畑地灌漑	1,000	
	玉井堰	全区域	2,700	
第２区	大麻生堰	全区域	2,700	
	成田堰	全区域	2,700	
	荒川左岸	用排水区域	3,590	
		用排水区域(旧県営荒中事業受益外)	3,040	
		用水区域	2,700	
		畑排水区域	2,930	
		畑排水区域(旧県営荒中事業受益外)	2,380	
第３区	御正堰	全区域	2,700	
	吉見堰	全区域	2,700	

2　農地転用決済金

農地転用の理由	単価
専用住宅の建設・公共用地等の目的により田を転用する場合	１㎡につき 125 円

3　用水路等管理施設使用料（抜粋）

種別			単位	使用料（税込）	備考
汚水等の放流	家庭雑排水		１世帯・一時金	64,800 円	・合併処理浄化槽の場合は家庭雑排水使用料免除 ・原則として、合併処理浄化槽のみ承認
	し尿浄化槽	合併	１人槽・一時金	10,800 円	
		単独		21,600 円	
工作物設置	橋梁		１㎡・一時金	10,800 円	
諸管埋設	外径 10 ㎝以下		１ｍ・一時金	6,480 円	

4　事務手数料

承認書・意見書・証明書等の手数料１件につき２，１６０円（税込）

お　知　ら　せ

口座振替をご利用下さい

賦課金の納入は便利な口座振替をご利用下さい。なお、詳細については下記のとおりとなっています。

(1)　取扱金融機関

くまがや農業協同組合・ふかや農業協同組合・ほくさい農業協同組合・さいたま農業協同組合

(2)　申し込み方法

貯金口座振替依頼書に必要事項を記入、押印（**届出印**）し、本人が金融機関で口座の確認（照合）の上、大里用水土地改良区まで提出してください。なお、預金口座振替依頼書は、大里用水土地改良区事務所にあります。

(3)　その他

一度契約しますと自動更新となりますが、組合員や口座の変更が必要な場合は、再度申請が必要になりますのでよろしくお願いします。

ご　注　意　下　さ　い　！

◆口座振替をご利用の方は、**納入期限前に指定口座の残高を確認して下さい**。

◆口座振替による賦課金の納入については、事務費節減のため**領収書の発行はしておりません**。通帳記入をもって納入証明となりますので、引落日以降に必ず通帳記入をお願します。ただし、領収書が必要な方は、ご連絡いただければ発行します。

◆**用水路使用料については口座振替を行っておりません**。送付された納入通知書により、指定金融機関の窓口にて納入下さるようお願いします。

組合員資格の交替があったとき

土地の所有権や耕作権の移動があったときや、相続等によって組合員資格の交替があったときは、資格を喪失した方と取得した方とが連名で届出るよう定められています。届出には当改良区の**組合員資格得喪（とくそう）通知書**を使用してください。なお、この届出がない場合、**組合費は移動前の土地所有者や耕作者に賦課されます**ので、注意して下さい。

農 地 を 転 用 す る と き

市街化区域以外の農地を転用する場合は、農地転用等の通知と地区除外申請をして下さい。内容を審査した上で、意見書を発行します。その際には、農地転用決済金を納入していただきます。

市街化区域の農地転用には、改良区が発行していた受理証明書の添付が不要となりましたが、農地転用決済金を納入していただくのは、従来どおりです。

公共事業（道路・河川等）の用地として転用される農地についても転用決済金の納付が義務づけられていますので、用地買収が行われる際は、事業主体（買収者）と十分な話し合いをしてから手続き下さいますようお願いいたします。

農地転用決済金は、過去の水路改修工事や補修等に要した費用及び土地改良施設の維持管理費用相当額で、転用した後に残された水田・組合員に対して、過重な負担がかからないように土地改良法第42条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められています。

農業用水の取水について

地区内の営農形態が変化し、水稲の作付け時期が早期化していることから、水利権の更新の際に取水時期の前倒しについて関係機関と協議したところ、平成２５年４月３０日付けで下記のとおり取水量が変更となりましたので、よろしくお願いします。

なお、組合員さんの皆さんが使用する農業用水は、荒川の水を六堰頭首工から取水し、各地区の水田に供給しています。取水量の管理については、河川法の許可に基づき毎年取水計画を立てて適正に管理していますが、六堰頭首工から取水できる量は期間によって決められていますので、水の有効利用にご協力をお願いします。

◆ **代掻きや田植えに伴う本格的な用水量の増加は、毎年６月１６日からとなっていますのでご協力をお願いいたします。**

◎　取　水　量　表

期　間 ／ 区　分	5月１１日から ６月１５日まで	６月１６日から ６月２５日まで	６月２６日から ９月２５日まで	９月２６日から ５月１０日まで
最 大 取 水 量	４．５９１m^3／ｓ	１６．８７５m^3／ｓ	１３．２９７m^3／ｓ	１．５５２m^3／ｓ
年 間 総 取 水 量	１２９，３５７千m^3			

※　最大取水量は、その期間内に六堰頭首工から最大に取水できる量です。
年間総取水量は、六堰頭首工より１年間に取水できる総量です。
取水量については、山王用水土地改良区の取水量も含まれています。

取水量の増加と水路のゴミについて

農繁期を迎えますと取水量も増加します。特に幹線水路等ではかなりの水量が流れていますので、ゲート操作時などは充分に気をつけていただくとともに、子供達が水路の付近で遊んでいる場合には、水路に近づかないように一言声をかけていただき、事故の未然防止にご協力をお願いします。

また、水路に草刈りをした後の草やゴミなどは流さないで下さい。ゴミが下流のスクリーン等に引っ掛かることが原因で、通水に支障をきたし下流に水が行かない場合がありますし、大雨などで河川が増水した場合、それが堰となり水路が氾濫する恐れもあり非常に危険です。当改良区としても除塵機を設置し、役職員によりスクリーンや分水ゲート等のゴミの除去を行っていますが、ゴミの処分には多額の費用もかかりますので、皆さんにもご協力をお願いします。

除塵機のゴミの状況

生活排水等を用水路に流すとき

用水路へ生活排水の放流等を行う場合は、当改良区に申請し、承認を受ける必要があります。用水路は農作物を育成するための施設ですが、下水道が未整備のため、止むを得ず承認をしているのが現状です。その際、使用料を納めていただき、用水路の清掃や改修費用の一部にあて、通水の安定と地域環境の向上に役立てています。

水路の草刈り状況

作業前

作業後

用水路使用料はこのようなことに使っています！

水路の改修状況

改修前

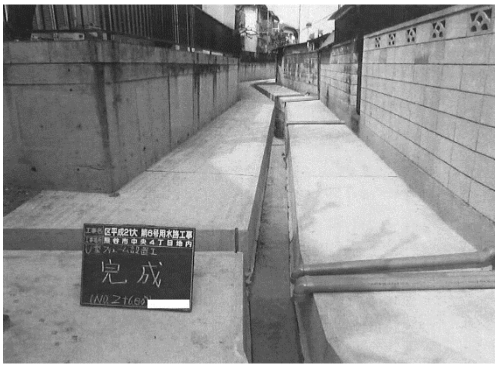

改修後

各申請書は、当改良区事務所に用意してあります。また、ホームページよりダウンロードすることもできます。ご不明な点がございましたら大里用水土地改良区までご連絡下さい。

TEL：048-521-0433　　ホームページURL：http://oosatoyousui.jp

土地改良区組織

総　　代　　会
総代定数:60名

監　事　会
監事定数:3名

- 総括監事
- 監事

理　　事　　会
理事定数：7名

- 理事長
- 副理事長
- 工務担当理事
- 会計担当理事
- 庶務担当理事
- 理事

委　　員　　会

水利調整委員会
工事請負等指名業者選定委員会
維持管理委員会
・奈良堰維持管理委員会
・玉井堰維持管理委員会
・大麻生堰維持管理委員会
・成田堰維持管理委員会
・御正堰維持管理委員会
・吉見堰維持管理委員会
・荒川左岸維持管理委員会

事務局

所　　長　松 本 正 男

管 理 所 長　飯 島 昌 弘

総　　務　　課

副 課 長	岡 田 由 美
主　　任	山 田　　愛
主　　事	茂 木 悠 輔
事 務 員	寺 山 輝 良

工　　務　　課

副 課 長	福 島　　稔
主　　任	牛 山 浩 樹